

有限会社 東部観光

本社 営業所
愛知県春日井市桃山町3丁目25-17
TEL:056886-4555

2025年度 有限会社東部観光 運輸安全マネジメントに基づく情報公開

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

- (1) 社長が主導的な役割を果たしながら「輸送の安全はわが社の根幹」であることを全従業員に対して認識させると共に徹底します。
- (2) 法令等の遵守と輸送の安全確保は最重要であるという意識付けを全従業員に対して社長及び専務が日々教養し徹底させます。
- (3) 「安全はもろいものであり、手を抜けばすぐに崩れてしまう」ことを社長自らが強く認識し、「安全対策の強化」に主導的な役割を果たし努めます。

2. 社内への周知方法

基本的な方針を全従業員に対して周知徹底させるため、社内に掲示するとともに、点呼時に必ず昌和させ習慣づけます。

3. 安全方針に基づく目標及びその達成状況

<2025年度の安全目標>

『法令違反及び人身事故ゼロの継続』

- ① 車両(車内事故を含む)事故…年間ゼロ
・発車前の車内の確認の徹底
- ② 健康管理体制の確率…点呼の充実を図る
・健康に起因する事故ゼロ継続
- ③ 車両管理体制の確立
・確実な車両点検を実施し、車両事故をなくす

<2024年度の達成状況>

年度	責任の有無	種類	分類	結果	達成状況
2024年度	有責	人身事故	重大・軽微	0件	目標達成できた
		社内人身事故	重大・軽微	0件	目標達成できた
		物損事故	重大・軽微	2件	
	他責	人身事故	重大・軽微	0件	
		社内人身事故	重大・軽微	0件	
		物損事故	重大・軽微	0件	

年度	責任の有無	種類	分類	目標
2025年度	有責	人身事故	重大・軽微	0件
		社内人身事故	重大・軽微	0件
		物損事故	重大・軽微	0件
	他責	人身事故	重大・軽微	0件
		社内人身事故	重大・軽微	0件
		物損事故	重大・軽微	0件

4. 自動車事故報告規則規則第2条に規定する事故に関する統計(総件数及び類型別の事故件数)

- ・該当する事故の発生なし

5. 安全管理規程

・別途掲示

6. 輸送の安全のために講じようとする措置及び講じた措置

(1) 輸送の安全のために講じようとする措置

- ①社長による安全総点検の実施
- ②安全対策会議を定期的に開催
- ③事故防止啓蒙活動の実施
- ④ヒヤリハット情報の収集と共有

(2) 輸送の安全のために講じた措置

- ①社長が、年2回現場の運行管理状況等の総点検及び点呼立会を行い、会社の安全に関する基本的な方針、重点施策について社内周知を徹底し、絶えず輸送の安全確保に努めた。
- ②社長は、安全対策会議を年2回開催し、現場の運行管理の問題点、改善要望等を取りまとめたうえで、協議を行い、安全管理の改善に努めた。
- ③春・秋の全国交通安全運動及び年末年始の輸送安全総点検の実施に際し、事故防止運動を実施して、無事故に対する全社的な意識の高揚に努めた。
- ④随時運転ヒヤリハット情報を収集し、事故防止教育に活用し、情報共有に努めた。

7. 輸送の安全にかかる情報の伝達体制、その他の組織体制

- ・情報の伝達体制：別途事務所内掲示
- ・組織体制：別途事務所内掲示

8. 輸送の安全にかかる教育及び研修の実施状況

- ①全運転者を対象に年間教育計画に基づく事故防止教育を実施。
- ②適正診断及び一般診断の受診及び診断結果に基づく個別指導を実施。
- ③消化器使用訓練・非常口脱出訓練・チェーン着脱訓練の実施。
- ④デジタルタコグラフ及びドライブレコーダーの記録を用いた指導を実施。
- ⑤運行管理者及び同補助者に対し、実務の実施状況を確認し、関係法令等の研修を実施。
- ⑥安全運転教育講習会の実施。
- ⑦定期健康診断の医師の所見に基づく再検査等の指導を実施。

9. 輸送の安全にかかる内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置

運行管理者1名を内部監査員として指定し、毎年12月内部監査を実施し、その結果について社長の出席する全体会議において改善事項等の発表及び措置を講じています。

10. 安全統括管理者に係る情報

安全統括管理者 専務取締役 寺澤 久 選任年月日 平成30年9月1日

11. 事業用自動車の運転者、運行管理者、整備管理者に関する情報

事業用自動車の運転者：12名
運行管理者：3名 運行管理補助者：6名
整備管理者：2名 整備管理補助者7名

12. 事業用自動車に関する情報

大型：12台 中型：3台